

増野悦興校長の中学校教員時代の三論説

国会図書館に増野悦興校長の英語教育論があり、早大図書館でも国家教育論が見つかりました。ともに増野先生が川越中学校初代校長になる半年ほど前のもので、川越中学校での教育方針が作られる経過がわかる貴重な論説です。公共（法制経済）教育論は東松山初雁会の講話会でみな様に紹介しました。三論説は次の通りですが、石川県尋常中学校（金沢中学校）を退職し、東京府教育会附属小学校英語教育伝習所講師に就任する時期と重なります。

「国家教育と宗教の関係」（『六合雑誌』第 213 号、1898 年 9 月 25 日）

「尋常中学校の英語科に就て」（『教育公報』第 216 号、1898 年 10 月 15 日）

「中学校生徒の脳中に法制経済の思想を吹込むの手段如何」（『教育時論』第 488 号、1898 年 11 月 5 日）

これまで、英語教育伝習所講師になった理由が不明だったのですが、この英語教育論を発表して招聘されたと考えられます。また、「国家教育と宗教の関係」では、国の教育には宗教的要素を持ち込まないとしており、後に川越中学校の教育に基督教を採り入れなかった理由が書かれています。これら増野先生の三論説は、今日の川越高校の全人教育、英語教育、社会科教育のあり方にとっても示唆的です。

掲載誌と論説の簡単な内容は次の通りです。

『六合雑誌』 1880(明治 13)年にキリスト教の東京青年会が創刊し、1921(大正 10)年に終刊。キリスト教界の総合雑誌で、同志社系プロテスタントの組合教会関係者が多く執筆していました。増野先生は同志社英学校の先輩である原田助(同志社第 7 代総長)との関係で投稿の場を得たと思われま。

「国家教育と宗教の関係」 国家教育の機関である中等学校では、御真影礼拝、教育勅語奉読の儀式が重要である。大和魂は一種の宗教的精神である。特定の宗教ではなく、聖勅の旨を実現するのに不可欠な活機となるような宗教性が必要である。

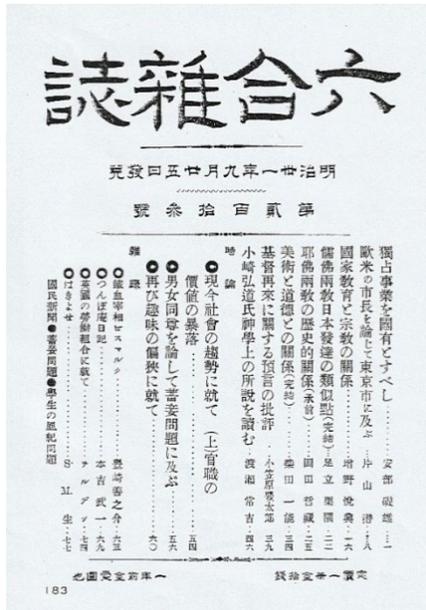
『教育公報』 1896 年に大日本教育会の機関誌『大日本教育会雑誌』が改題され、183 号から刊行し、1907(昭和 9)年に廃刊、1909 年から帝国教育会の機関誌『帝国教育』として継承。増野先生を岐阜中学校に招聘した同志社英学校・アンドーバー神学校の先輩である岐阜中学校校長蔵原惟郭や同志社英学校の先輩浮田和民らが寄稿していた関係で、投稿の場を得たと思われま。

「尋常中学校の英語科に就て」 現在の中学生には、文部省の「尋常中学校教科細目」にあるように、英語科の教科書は従来よりも一学年分程度の低いものを選ぶべきである。中等学校教育は社会の中等以上に立つべき階級を養成する教育であり、教科教授は文法だけではなく、英米国民の泰西文明の真相や思想感情まで理解することを目的とするべきである。そのためにも教員が生徒の前に「ゼンツルマン」の品格を示す必要がある。

『教育時論』 1885 年に商業ベースの教育雑誌として開発社から創刊され、1934(昭和 9)年に廃刊。時の文部行政に対して批判的姿勢を持ち続けました。文部行政官や教員、在野文化人などが寄稿しています。増野先生は岐阜中学校や金沢中学校時代から購読していて、投稿したのではないかと思われま。

「中学校生徒の脳中に法制経済の思想を吹込むの手段如何」

中学校教育が第二義の「予備的教育」（予備校化）に走り、第一義の「公民養成」（人間教育）が重視されておらず、「主客の顛倒」である。たとえば、「地理の教授」は暗記に終始して生徒も教員も面白くないという傾向があるが、大切なのは専門の学識と法制経済の思想を持つ教員に、十分な予習の時間を与えて、担任させることである。そうしてこそ生徒の品性を陶冶することができる。これは西洋史も英語も、博物(理科)も同様で、専門の教員が研修を深めて教えることが中学校教育の根本であり、「科目の有無」ではなく「教授の方法の改革」が重要である。



「国家教育と宗教の關係」

（『六合雑誌』第213号 1898年9月25日）

所謂国家教育なる文字を分析する時は、其中自ら三個の目的を含蓄せるを見る。

第一。国家教育は教育なるが故、教育的ならざる可らず。換言すれば、其目的、人の全性

を發育して真個の人間を造り成すてう、主旨に合せざる可らず。

第二。国家教育は其冠せる形容詞の示す教育、即ち国家的教育ならざる可らず。而して我邦家の国是は、取りも直さず開国進取に在るからには、斯教育の目的亦、知識を世界に求め旧来の陋習を破り、天地の公道に基くに在らざる可らず。

第三。所謂開国進取也者、徒らに邦家の本領を失して外国を摸倣するの謂に非るは、説明を要せざる所なるからには、斯教育の目的亦、我國民固有の

氣質性情を發揮して、適當なる生長を遂げしむるに在らざる可らず。

国家教育の中に含蓄せる目的、果して以上の如しとせば、之に対する宗教の關係は如何に断定して可なるべきや、是れ予が此所に解釈せんと勉むる問題なり。

予を以て見れば、宗教は国家教育に取りて欠く可らざるものなり。而かも所謂宗教は、宗教の精神にして其以下の分子を指すに非るなり。先づ予が、宗教中に於ける精神以下の分子として、国家教育の爲めに無益有害と認むる所のものを、列挙せんに。

A 諸種の告白信条教儀の類。 抑告白と云ひ、信条と云ひ、教儀と云へるは、各宗教が他宗教と異なる所以の綱領を明示する旗幟にして、教内に在りてこそ、是れぞ誠に金科玉条、宇内惟一の真理を表彰する筈のものなれども、公平の位置より判断する時は、何れも一方に偏するの嫌なき能はず。斯る独断なる基礎の上に立ち、偏頗を免れざる所のものを、公平無私を主旨とする国家教育の中に注入するの不可なるは、多弁を須ひず。世間幾多の宗教徒中には、其信奉せる信条教義の助に由りて、堅固なる操行を保ち、高潔なる氣風を持するの士、素より少からざらん、而かも其結果に多少の慕ふべきもの有るが爲めに、本来国家教育の主旨に合せざる其原因をも適用せんとするは、全然条理の許さざる所なり。之を譬ふれば、或る一種の妖術を信じて偶然に疾病の回復せる患者ありとも、直に其妖術を、学理に由つて立つ所の医術に適用すること能はざるが如し。予は此論拠よりして、彼の何教主義と宣言して一宗一教の教義を其教育の一部に加ふる学校の、到底国家教育を施すべき機関に非るを断言せんと欲す。又例せば、或る基督教主義と称し來りし学校が、其綱領中此点に関する条目を削除せるが如きこと有らん

に、先づ其手續が果して合法なりしや否やを別問題に置き、次に其多年有し来りし特色を一朝にして失ふことの利害得失をも別問題に置きて、共に姑らく之を論ぜず、単に国家教育の系統内に加ふるための必要上如何と云はゞ、予は寧ろ此一事の爲めには、削除は欠く可らざるの順序なりと断言せんと欲す。例令少許にもせよ一宗一教の色沢の存し居る間は、其に比例して国家教育の機関たる資格を欠き居ればなり。

B 礼拝其他に関する儀式の類。 宗教に於ける儀式なるものは、總じて些末なる事柄にして、取捨何れになりても差したる影響あらざるべしとは、教徒非教徒に論なく少しく教育あるものゝ通常抱ける考えなれども、是れ大に然らず。若しも前項に掲ぐる所の、告白、信条、教儀等が、智力上の宗教を表彰するものならば、儀式は即ち感情上の宗教を表彰するものなり。されば人類社会に於ける感情の勢力、火の如く裂しき事実を知らん者は、須らく宗教に於ける儀式が、如何に有力なる一要素なるかを思ふべし。隱約の間に人心に宗教を吹き込む点に於ては、儀式の力教義等の力に優るも劣ること無しと、予は考ふ。彼の基督教の牧師が、冷却せる信徒を要し諄々説く所あるも何等の功なき時、共に祈り共に歌ひて忽ち悔改の念を惹起せしむる事實は、吾人の屢々目撃する所に非ずや。彼の仏教の信徒が、僧侶の唱ふる經文を聞けば、何の事やら其意義薩張り訳らざるも、心の底より難有くなり、隨喜の涙に暮るゝ事あるは、吾人の屢々目撃する所に非ずや。儀式は到る所に其宗教の空気を齎せり。夫れ斯くの如くなるが故に、予は国家教育の爲め一宗一教の儀式を排斥するは、教義等を排斥するに優るとも劣らざるの必要ありと、思惟するなり。今の国家教育の機関たる学校に行ふべきは、御眞影礼拝、教育勅語奉読と云ふが如き、少しも宗教的臭味を帯びず。唯我大君に対する臣民の敬意を表するに止まる、単純なるものこそ最も適當なれ、此以上種々複雑なる一宗一教の儀式を行ふが如きは、利無くして損あり、益無くして害ありと云ふべし。

C 伝道者根性を有する教員。 今の世は信教自由の世になり、国家の安寧を妨げざる限り、何等の宗教を信するも日本臣民各自の隨意なれば、教員にして或は基督教徒たり或は仏教徒たる、少しも妨げざれども、自己の信仰と国家教育の公職とを混同し、他を導いて己が宗旨に引き入るゝ的の根性にて、子弟の教育に従事するが如きに至ては、以ての外の事なりと云はざる可らず。此區別を立つる事能はず、時を得るも時を得ざるも励みて矢鱈に伝道せざれば、其教祖に忠ならずと思惟する如き愚物は、宜しく速に其任を辞して宗教学校の教員となるべし、眞個の国民を造るを主旨とする教育の下には、這般一宗一教の信徒を造るを主旨とする教育法を、容るゝの余地無ければなり。彼の我邦に渡来せる基督教の宣教師が、各地に男女学校を設け、孜々教育に従事するにも拘はらず、有力なる本邦人の協同者を有する少数の者の外、見るに足るの成功を挙げ得ず、嘗て彼等の下に教育せられたる人士にして、今日幾許か邦家に有用の材となり居る者は、何れも其受けたる教育の上に、爾来自ら幾多の改造を加へ、藍より出でゝ青とならず、赤となり或は黄となれる人物にして、最初受けたる教育の俛なる者は、殆んど社会の廢物に終らざるを得ざる如き有様あるは、豈彼れ宣教師等が熱心は余りあるも、教育家としては、伝道者根性を脱却し得ざるてう一大欠点を有するが為ならざらんや。所謂伝道者根性は基督教国と称する宣教師の本国に於てすら、眞成の教育家が取らざる所のものなるに、一宗一教に偏せざるを以て国是となす我邦に於て、此根性を有し教育に従事せんとする、誤れるも亦甚しと云ふべし。然るに世間往々近眼の士あり、今の教育者の中操行の修まらざる輩多きを慨するの余り、宗教徒をして教育に従事せしめん事を希ひ、而して教徒の中未だ伝道者根性を脱却せざる俛にて之に従事せんとする者あるも、敢て意に介せざるが如きは、予の甚だ取らざる所なり。

予の所謂宗教中に於ける精神以下の分子とは、上の如き類なり。要言すれば、已に一宗一教

の形体を取れる所のものは、何れも皆偏頗を免れざる所のものなれば、国家教育と両立し難き関係あり、之を代表せる一切の物若くは人は、断じて国家教育の中に混入す可らざるなり。サレバ、予は同時に宗教其自身をも、国家教育に取り有害なりと思惟する者に非るなり。嘗に斯く思惟せざるのみならず、宗教の精神は実に斯教育に取り必要欠く可らざる所のものにして、之を得て始めて其真個の国民教育たる主旨全ふし得らるべしと、思惟するなり。予の所謂宗教の精神と、上列挙せる類の精神以下のものとの関係を譬ふれば、猶酒精と某酒をして某酒たらしむる所以の特質との関係の如し、酒類をして酒類たらしむるは酒精なれども、日本酒をして日本酒たらしめ、麦酒をして麦酒たらしめる所以のものは、酒精以外の物なり。之と均しく、基仏神儒諸教をして一の宗教たらしむるは、其有せる宗教的精神なれども（此所には最も広き意義にて儒教の如きをも宗教と云ふ）基督教をして基督教たらしめ、仏教をして仏教たらしめ、神教をして神教たらしめ、儒教をして儒教たらしむるは、宗教的精神に非ずして他物なり。予が国家教育に取りて必要なりと云ふは、此諸教普通の精神を指せるにて、此大精神だけは、国家教育が其目的を達する為めに欠く可らざる所のものなりと思惟せり。今其理由を詳陳せん。

[第一]。国家教育の目的は果して、人の全性を發育して真個性の人間を造り成すに在らんか、人性の核子とも云ふべき靈性を蔑にす可らざるや明なり。而して此靈性の教育てう一点に至ては、所謂宗教の精神を教育に適用して、始めて成し遂げ得らるゝ所にて、仮令科学の智識に於て教授せられざる所無きも、教育学の秘術に於て施されざる所無きも、未だ以て其目的を達するに足らざるなり。

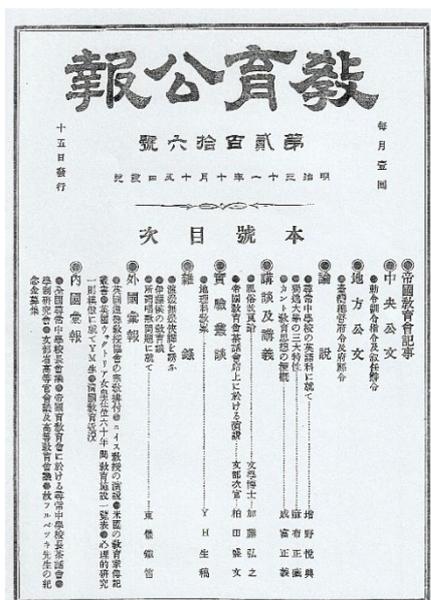
[第二]。洋の東西を問はず、苟くも文明の発達する所、宗教の興起を見ざると云ふ事無く、世界文明の歴史中より宗教の分子を除き去らば、其内容は半ばに減ずべし。已に然り、国を開きて大に進み取らんとする、国是に則とる所の教育にして、宗教的精神を其要素とせず、果して能く其目的を全ふし得べきや、甚だ疑ふ可き事と云ふべし。

[第三]。人或は曰く、日本国民は古来宗教に淡泊なりと、予を以て見れば、所謂宗教は一宗一教を指せるにて、我國民は古来宗旨的の執念こそ他國民の如く深からざれ、真個の宗教的精神に富める一事に至ては、史上稀に其比を見る所と云ふも、敢て誇張の言に非ず。大和魂其自身、取りも直さず一種の宗教的精神に非ずや。果して然らば、此國民固有の特質を發揮するを以て其目的と為せる教育の、宗教的精神を無視すべき理由無きや、弁説を要せざる所なりと云ふべし。

然り、我國家教育は、其の人の全性を發育するてう目的より云ふも、開國進取の國是に則とるべき方針より云ふも、將た國民固有の特質を發揮せんとする点より云ふも、宗教的精神と離る可らざるの關係を保ち、此の精神に感動して始めて、形骸あり生命ある真教育たり得べしと云ふべきなり。夫れ、体育を奨励し、人をして善く喰ひ、善く眠り、善く動き、善く走らしむる、亦素より教育の一要部なれども、未だ其全部に非ず、智育を奨励し、人をして善く知り、善く考へ、善く説かしむる、亦素より教育の一要部なれども、未だ其全部に非ず、所謂徳育に至ても、僅に倫理の形式を教へて人の品行に区々の羈絆を設くる如きは、抑初階中の初階のみ、大に靈性の開發を勉め、人をして其衷に潜まる先天の大義に省みて、人たるの道を解せしめ終極の目的を肉以上に置きて、一生を送らしむるを期せざる可らず。斯る崇高偉大なる徳育、果して宗教的精神に頼らずして施され得べきか、予は断じて其然らざるを信ず。抑も我國家教育の大本は、賢くも大君の降し給へる教育勅語に由り定めらるゝ所にして、吾人臣民苟も身を教育の聖職に奉ずる者は、戦々競々として唯聖旨の貫徹せざらん事を恐るゝの外、他意無かるべき次第なるが、所謂『斯道』は果して何物に由て実現し得らるべきものなりやと云ふに。彼の儒教徒が、聖勅の^{トルム}言語の多く儒教的なるよりして忽ち我田に水を引き、孔孟の道にして始めて

国家教育の骨子たり得べしと主張するが如きは、大なる誤謬なり。或は仏教徒が、従来我國民多数の信仰を支配したるの故を以て、其宗教を進めて国家教育唯一の主腦たらしめんとするが如きも、亦不可なり。抑又基督教徒中進歩を標幟とせる一派が、基督教の日本化を主張し、其教こそ聖勅に所謂『斯道』をリヤライズし得可有力の宗教なれと説けるも、亦手前味増たるを免れず。『斯道』は決して一宗一教の専有し得可き所のものならず、儒仏基神何れの宗教を論せず、其宗旨的形態の俛にて能く国家教育の前に立つ者、一として無きは勿論なれども、宗旨以上に卓越せる宗教の神隨に至ては、是れ実に聖勅の旨を実現するに欠く可らざる所の、活機なりと云はざる可らず。

我国家教育今日の急務は、以上解釈せるが如き意義に於ける宗教を、其中に注入し、能く生あり火あり熱あらしむるに在り。之が為めには、先づ教育者其人をして、自ら靈性の修養を励み、肉以上を以て理想と為すの、人たらしむる要あらん。此根本的改正を忍にして徒らに、設備学科の末に勉むるあるも、予は其学風の改善に於て補益する所少からんを恐るゝなり。



論説「尋常中学校の英語科に就て」

(『教育公報』第216号、1898年10月15日)

予て配布せられたる尋常中学校教科細目は、先般の中学校長諮問会の議に上ぼるべく、左すれば各科に対する全国校長の高見を拝聴し得るの、機会に接する事もあるべしと楽しみ居たるに、会議時日の許さざる所彼細目は議場に於て討究せられず、唯各教員より意見の在る所を書面に認めて差出さるゝ事となり、折角の望を満たし得ざりしは近頃遺憾の至なりき。思ふに今や文部当局者の机上には、該案に対する名論卓説に充ちたる意見書籍堆積せるならん。其結果の世に公にせらるゝの日も亦遠きに非るべしと信ずれども、茲に聊か、予が中学教育に従事して以来主として担任せる英語科に関し、鄙見を開陳せんと欲す。

[第一] 教科書の程度

委員の調査報告せる所にては、尋常中学校最上級即ち第五学年級の教科書は『ナショナル、ロングマン、スウィントン、ローヤル等諸読本第五巻の程度』とあり、以下第一年級に至るまで之に準じて各の程度定めらるゝを見る。抑此程度たる、従来全国各中学校に施行せらるゝものに比ぶれば、概して一学年分だけ低き程度なるが、此更革は予の双手を挙げて賛成する所たるなり。今其理由を少しく述べんに。

(一) 従来の程度は、高等小学四年にして殊に多少英語の素養ある生徒のみの、尋常中学に入り来れる時代の標準に遵ひて定めたる所のものなれば、現今の如く新入生徒は其年齢に於ても学力に於ても約二ヶ年程低く、加ふるに英語の流行前日の如く盛ならず、全国高等小学の多数は此科の設なく、偶々有るも僅かに随意科として之を存する時代に於て、其俛行ふに適せざるは云ふ迄も無き所なり。此見易き理由あるにも拘はらず、各中学の教科程度多くは其俛になり居る所以のもの、察するに、低きものを高くするは可なれども、高きものを低くするは教員に於ても生徒に於ても何と無く忍びざるの情あり、且は上み高等なる諸学校よりは連りに尋常中学校卒業生の英語学力不足せるを、訴へらるゝ等の事情よりして、如かず教科書の程度を低くせんより、教ふる者も習ふ者も茲一番の奮発を以て大に勉め励まんには、と云ふが如き気

になり、従前の俛にて押し通ふし来れるには非るか。精神一到何事不成的の此勇氣は、甚だ賞賛すべき所のものながら、虚心平氣に考ふる時は尚少しく非難すべき点あり。譬ふれば下痢を患ふる時、可成丈固き食物を喫すれば腹部直に癒るならんと思へるは是れ素人考にして、下痢を癒さんとするには勉めて柔らかき品を食せざる可らざる如く、高等なる諸学校より学力不足の訴を聞けば逆、不相応に困難なる教科書を強めて読む事に由り、直に学力を附け得らるべしと思ふは大なる誤謬なり。況んや尋常中学校と高等なる諸学校との間に於ける連絡に、無理なるもの有りて存するは、今日教育社会の周く認むる所にして、上み諸学校よりの注文中には到底現今の制度下にある尋常中学校にて、応ずる能はざる所のものも往々含み居るに於てをや。予は断じて情実或は義理等に拘泥せず、此際教科書の程度を改め、高等小学ニヶ年修了以上にして少しも英語を知らざる新入生徒の能力を、出立点の標準として五学年の科目を編制せる新方針、即ち調査委員の報告せる如きものゝ採用せられん事を希望するなり。

(二) 委員の報告中に ^{エンファサリス} 高調せられたる、綴字、読方、訳解、書取、会話、文法、作文等諸分科を、相關連併行せしめんとする点より云ふも、学科書の不相応に困難ならざる事は必要なり。抑此の諸分科の関連併行てう事は、真成なる英語教授に於て最も重きを置かざる可らざる所のものなるが、更に尋常中学教育の性質より考えふる時は、一層此事の重要認めらるゝなり。夫れ今の尋常中学校なるもの、一種の予備校若くは職業学校ならんには、其英語科は需要のまに、如何に不具なる成長を遂ぐるも差支無く、例せば此校生徒卒業後の目的は云々なるが故、読書力は少くとも文章会話に達者なれば可なり、或は発音は正しからざるも理會に長ずれば可なり、等の標準を立て、此を輕んじ彼を重んずる如き偏頗なる方針にて、教授を施し差支無けれども、中学校は左の性質の学校に非ず、中等教育を主眼とする学校にして、其英語科は中等教育の一部としての外国語科なるからの、最も円満完全なる英語教授を施さざる可^マず^マ決して一方に偏ず可らず。翻つて全国各中学の現状を観察するに、吾人は寧ろ諸分科の関連併行充分に行はれ居らざるの事実を、発見せずんばならず、其是に至る思ふに各教員の長所不長所も之が一原因なるべきなれども、重なる原因は生徒をして余りに早く生涯の目的を定しめ、二年三年の頃よりして己^マに陸軍志願、海軍志願、実業志願、等の區別を立てしむるに在りとは為さざるや、果して然らんには、中等教育刷新の上より云ふも、此際英語科に於ける諸分科の關係併進を励行し、真成なる英語教授の理想に近づかしむる事甚だ肝要なるが、此主義を実行せんとするに当ては、吾人は厭やでも教科書の程度を低くし現今中学生徒の能力にて「マスター」し得らるゝ程のものと為さざる可らず。調査委員の報告せる、概して一学年分丈け程度を低くする方針は、予の認めて以て適當と為す所のものなり。

(三) 全国尋常中学校に於ける「訳解」を観察する時は、吾人は、其教科書の高きに失するを感じずんばならず。現今三十齡以上に在る人士が、高等普通教育を受けし時代に在つては、未だ尋常中学校なるもの無く、彼等の多数は当時の所謂英語学校に於て教育せられたるものなるが、当時の英語学校中には、間々所謂変則の弊の脱せざるものもありて、諸分科併行の方針には合はざる点少からざりしも、読書力を附くる一事に至ては今の尋常中学校などの企て及ぶ所に非りき、宜なり其教育を受けたる者は後日専門の学科に進むも、参考書を読むに困難を覚ゆる如き事は、断じて之れ無かりしや。今の尋常中学校に於ける訳解の^{メソッド}方法たる、大に前日英語学校に於けるものと異れり、英語学校にては訳解は生徒自ら字書を引きて用意すべき筈の

ものと極まり居たれども、尋常中学校にては此事必ずしも然らず、教員其人非常の強硬主義を取りて勵行すれば行はるれども、自然に放任するの主義にても取らんか、其方法は漢文の教員が十八史略なり文章軌範なりを講読するを、生徒は全然受動的態度を取り傾聴すると、少しも異ならざるものに陥り、読書の実力を養成する目的は空しきに帰するの弊無しとせず。且前日英語学校時代に於て禁物たりし、書籍に振仮名を附くる事なども、今は盛んに行はるゝを見る。而して其結果如何と云ふに、前日に於ては何某の読本第三巻を卒へたりと云ひ、何某の万国史を讀了せりと云ふは、其戸同種同程度の書籍ならば他のものにては理解し得る力に進みたりとの意義なりしが、今日に於ては単に其教科書として用ゐたる書籍のみを卒業せる意義となり、応用の実力に至ては欠くるもの比々皆然りの有様なり。前にも云へる如く、尋常中学校にして一種の受験予備校ならんには、斯の如くに某高等学校の入学試験に用ゐらるべき書籍のみを、生徒に学び置かしむる事最も妙ならんも、尋常中学校は中等教育を施すべき独立の学校にして、其英語科も亦独立のものなる以上は、読書力養成の主義たる一日も忽にすべからず。左はあれ、今日尋常中学校の訳解をして此有様に至らしめたるは、決して生徒の罪にあらず、抑も又教員の罪にもあらず、其主因は実に学科制度其ものに在り、前日の英語学校に於ては、地理歴史は申すに及ばず、諸種の科学より数学に至まで、悉く英語の教科書を用ゐて学び、生徒は二六時中英語の空気を呼吸して生活すと云ふも敢て誇張ならざる有様なりしが、今の尋常中学校に於ては、英語は唯外国語なる一科目として諸科目の間に置かれ、一週三十の授業時間中より七八時間と割与せらるゝに過ぎざる事なれば、英語学校と同一の成績を以て尋常中学校に望む可からざるは固より其所なり。隨て教授の方法の如きも、必ずしも英語学校の方法を一より十まで襲用するの要務無きは勿論なれども、然かも自然に放任するの余、漢文購読の方法と同一の者に陥らしむるも可なりとは云ひ難し、出来得る限りは勵行の方針を取り、生徒の読書力を養成するを勉めざる可からず、而して読書の実力を養ふ為め、生徒をして自ら字書を引きて用意せしむるの主義を実行せんと欲せば、先づ不相應に困難なる教科書を改めて相應のものとなさざる可からず。調査委員の報告は此点より考究するも、蓋し当を得たる所のものなり。予は以上の諸点より考究し、教科書の程度に関しては、今回委員の調査報告せる所最も其当を得たりと思惟し、之に対して同意を表す者なり。望むらくは、此報告の当局者に由りて採用せられ、我尋常中学校の英語科が、今よりも一層円満佳良なる成績を示すに至らん事を。

〔第二〕 教授の要旨

教授細目の劈頭其要旨の掲げらるゝものを見るに、曰く『尋常中学校英語科教授の目的は、生徒卒業の時に至り普通の英語を理会し且之を使用する力を得しむるに在り、此目的を達せんが為めに、発音、綴字、読方、訳解、習字、書取、会話、作文、文法を授くるものとす』と。予は之れを讀んで、尋常中学校英語科の本旨としては未だ悉さざる所あり、寧ろ漢文科細目調査委員の報告に『漢文科の本旨は、生徒をして普通の漢文を理会せしめ、又作文の資料に供せんが為めに多く用語を知らしめ、兼ねて徳性の涵養を資くるに在り』とあるに如かずと思惟せり。抑尋常中学校施す所の所謂中等教育たるや、之を一個人の上より云ふ時は、青春の齡に於て一生の人物を陶冶作成するの教育なり、之を一國の上より云ふ時は、社会の中等以上に立つべき階級を養成するの教育なり、何れにしても其の目的や崇高偉大、實に是れ國民教育の中堅たるべき所のものなれば、其各学科の主旨とする所、亦最も堂々たるべきは特に弁説を須ひざる所ならずや。今此標準に照して、中学英語科の主旨当さに存すべき点を求むるに、単に『普通の英語を理会し且之を使用する力を得しめん』文にては未だ足らざる所あり、何となれば此の如くなれば、尋常中学校にて教ふる英語も、税関吏通弁人案内者等の養成所にて教ふる英語も、其間毫毛の差違無き者となればなり。固より英語其ものに彼此二つの種類あるべき理はなけれ

ども、之を学科として設るに当ては、其主旨とする所に於て大なる差違無かる可らず、彼の結晶石は如何に小分するも依然として一程の角度を失はざる如く、一学校の学科は其枝葉なるものに至るまで、其校教育の主旨を以て一貫せらるゝを肝要とす。況んや英語科の尋常中学校に於ける、決して枝葉ならざるに於てをや、予を以て見れば、尋常中学校英語科の目的は、些々たる英語学教授に止まらずして、外国語教育一寧ろ泰西文明国民言語文字の教育に在らざるべからず。凡そ吾人が外国語を学ぶに当り二種類の用意あり、第一種は唯其語の句法文法に精通するを最後の目的とするものにして、所謂記誦詞章の学として学ぶなり、第二種は国語を通して其を使用する国民の思想感情、要言すれば国民其身を学ばんとする者にして、古来我邦人の漢学を為せる者は皆此用意を以てせり。予の望む所は今の尋常中学校に於ける英学生は、各自此の第二種の用意を有せん事なり。抑現今西欧に国を立つるもの一にして足らずと雖、列国の間に牛耳を取り其文明を代表せる国民を挙げれば、アングロサクソン種に英米あり、チュートン種に独あり、而してラテン種に仏あり、此の四国民は其氣風性情に於て相異なるの点ありと雖、第十九世紀進歩の先頭に立ちて宇内に雄視するの一点に至りては、其間に優劣あるを見ず、吾人にして所謂泰西文明の一斑を知らんと欲せば、此の中の一国民を撰んで研究すれば則ち足れりと云ふも敢て不可無かるべきが、之が研究の方法たる、其歴史に通じ且其国土に遊んで親しく国民に接する事、固より最良のものなれども、之に次ぐべき方法を求むれば、其の言語文学を学ぶの際に於て、併せて中に含まる思想感情を討尋するに如くは無し。吾人若し此用意を以て仏語を学ばんか、其の句法文法を解すると共に仏蘭西国民を解する難からず、独語を学ばんか、併馳せて独仏国民を知るに難からず、殊に英語に至ては實に是れアングロサクソン種に属する二大国民の言語にして、由て以て英米国民を究むべく、又進んで泰西文明の真相を明かにするの手段と為すには最も便利多き語なりと云はざる可らず。今此国語を取つて一個の外国語科を組織し、其教育の主旨をして単に記誦詞章の末に止まらしむ、果して適當の措置と云ふべきか、予は以て然らずと為す、言語より進んで思想に及び、文字より進んで感情に及び、第十九世紀泰西文明の代表的国民を了解せしむるを以て、教育の一目的と為さざる可らずと思惟す。夫れ内は我國民が祖先より伝へられたる固有の特質を育養して善美なる発達を遂げしめ、外は國民を進めて世界文明の大勢に同化せしむるを以て、明治教育の大方針なりとせば、此方針の下に立ち中等教育の機関となり居る尋常中学校に、泰西文明紹介の施設備はらざる可らざるや固よりなり。人或は西洋歴史の一科あるを云はんかなれども、此のみにては未だ足らず、国史の他に国語ありて国粹尊重の教育を資け、東洋歴史の外に漢文ありて国文を補助すると同時に、兼ねて東洋文明の中枢を紹介するの労を取れる如く、西洋歴史の外更に泰西文明を紹介する所のもの無かる可らず、此働こそ取りも直さず英語科の一職掌にして、漢文科調査委員の口吻を仮りて云へば、兼ねて Culter の涵養を資くるに在りと云ふべきなれ。若し夫レ英語を通して英語國民を学び、由て泰西文明の真相を了解すると云ふが如きは、是れ高等なる英語科に属すべきの希望にして、尋常中学校に於けるが如き初歩の英語に対して云ふべき事に非ずとの説あらんか、予は断じて以て然らずと為す、真成の理学者は理化示教の時代よりして、真理を重んずべき精神を生徒の脳中に吹き込まんと勉むる如く、英語学の本領の記誦詞章以上に在るを初学者に教ふるは、寧ろ真なる英語学者の事なるべし。Gentleman の一語已に是れ容易ならざるの文字にして、精密に解剖する時は、紳士など云へる訳語の到底示し得ざる意義を含むに非ずや、吾人之を使用すると同時に生徒をして其意義の在る所を会得せしめ、「ゼンツルマン」らしく勉強し、「ゼンツルマン」らしく動作せしめんと勉むるあらんか、此れ已に一大教育に非ずや。何を苦んでか教授の要旨を狭隘にし、英語教員自墮落して夷狄禽獸の声を摸する、河原乞食と為る事をせんや。今や世人口を開けば内地雑居の旦夕に迫るを云ひ、此方面よ

り尋常中学校英語科の改善を促す者亦少なからず。然れども我中等教育の英語は、内地雑居の爲め当さに如何なる準備を為すべきやは、一考を要する問題なるを忘る可らず。中等階級の日本人が、会話の発音、文法、頓挫、抑揚に於て、間然する所無き程の技術に進めば、所謂「ゼンツルマン」たるの品格を備へずんば、白人種の心服感嘆息を博する思ひも由らぬ事ともなり、見よ彼の米国に在る黒人種は、自己の国語を全く知らざる迄に英語に熟達せるに拘はらず、尚白人種の間処して同等の地歩を占め得ざるに非ずや。固より内地雑居の暁に於て、我邦固有のもののみを以て外人と競い、後れを取らざらんと期するが如きは無謀の至にして、吾人は或る程度までは進んで彼れの所長を適用するも、亦已むを得ざる所なれども、然かも会話作文の末枝に於て彼れを凌駕すれば足れりと思ふが如きは大きな誤なり、東洋の君子国民たる特長に加ふるに、文明世界の「ゼンツルマン」たる品格を以てするの方針こそ、吾人が内地雑居の準備として取らざる可らざる第一のものにして、先づ之を取りて大に備へ、自然る後余裕あらば

以て諸の末枝に遊ぶ亦敢て要無^マしとせざるのみ。思ふに内地雑居の意義たる、単に内地を開放して外人の来往に任すに止まらず、同時に日本国民を進めて世界国民の間に入らしむるの謂にして、内地雑居実行せらば日は即ち吾人が真成の意義に於ける世界的国民たるの日なるが、我中等階級の文明的教育今の如くにして、果たして能く世界の表に立つて内は邦家の運命を双肩に担ひ、外は国光を四海に輝かす事を得べきか、今の中等教育に従事せる者豈潜心熟慮する所無くして可ならんや。

抑教授要旨に、兼ねて Coulter の涵養を資くるに在り〔語句は追て精撰するものとす〕の数字を加ゆるの一事たる、文字上に於てこそ些少の修正に過ぎざれ、其影響の及ぶ所は広且大なりと云はざる可らず。今や地方の尋常中学校などに於ては、固陋なる国語教員倫理教員の中、其同僚なる英語教員を視るに、道義の念など云へるものは全然有せざる者を以てし、此の如きは其担当教授せる英語の学風然らしむる所なりと思ひ居る者無きに非ず、是れ甚だ笑ふべきの事ながら、現今の教授要旨にては、尋常中学校の英語教員は、税関吏通弁人案内者の師以上なる自重心を有せざるも、敢て不都合なき筈になり居るを如何せん。一週三十の授業時間中より七八時間を割与せられ、其受持教員は比較的高額の給料を払はるゝが如きも、是れ唯英語が実利的に優遇せらるゝのものに過ぎずして、真実なる価値を認められて然るには非るなり。然れど、今若し教授の要旨修正せられ、其一目的は所謂文明的教育を司どる事とならんか、教員其人先づ生徒の前に、「ゼンツルマン」の品格を示すを以て自ら任せざる可らざるに至り、自重の精神自ら勃興するや必せり。頃日音楽科を必須科となすべきや否の問題、文部当局者に由りて提出せらるゝや、我中等教育家は異口同音に曰く、音楽の科は望まじきも教員の撰擇は慎まざる可らず、若し教員其人を得ざるが爲め、一種の悪風を中学校に導き入るゝが如き事にても有らんには、油々敷の至りなりと。心ある教育家が、音楽科に対して抱ける憂は、豈或る程度まで英語科に応用し能はざらんや。彼の外邦に遊び、親しく其国民に接し其国土文物を觀察し帰れる洋行者中、動もすれば、彼れの国民的大精神を合咀する事を為さず、些末なる社交的弊風などを齎し帰り社会に害毒を流すの故を以て、識者の瓜^マ弾きを蒙れる者あるを知らば、英語科の尋常中学校に於ける其方針の当否が、全校学風の上に及ぼす影響決して微々たらざるべきを理する、敢て難きに非るべし。

*

*

*

予が英語科教授細目に関し云はんと欲する所、以上二点に過ぎず、事固より大体に属し巨細の条目に涉らざれども、問題として討究すべき重要な価値は寧ろ彼に在らずして此に在るべしと信するなり

[完]



「中学校生徒の脳中に法制経済の思想を吹き込むの手段如何」

(『教育時論』第488号、1898年11月5日)

『国民生活に必須なる、法制経済の要項を教授するがため、一科目を加設するの可否』なる諮問案は、客月の中学校長会議に於て否決せられたり。予思ふに、中学程度の年少学生に与ふるに、法律制度及び経済に関する智識を以てするは、寧ろ害あるも益無き所、之が要項を教授する為めの一科を、尋常中学校の教科中に加ふるが如きは、危嶮の至なりてう意見の、根拠となり得可き最も浅薄なる理由は、略々左の如くならん。

A法律と云へば直に三百代言を連想す。其眼中道義も無く愛憐も無く、理屈と共に立ち理屈と共に倒れ、良民の幸福を犠牲にして自家生活の計を為すもの、是れ即ち法律家の本領なりとならば、世の年少子弟の為め有害なる、

天下恐らくは法律制度に関する智識の右に出づるもの有らざる可く、現今に於てすら業已に統御に困難なる、我が中学生に授くるに此金棒を以てせんか、学校騒動の紛起は一層の頻繁を加ふるに至るや必然なり。B経済とは何ぞ財貨の学に外ならず。我邦固有の武士的精神、封建制度の廃止と共に漸く衰微し来り、拜金の悪俗社会を風靡せんとする今の時に於て、特に此科学科を中学教科中に加えて子弟を誘導するあらんか、其結果、師弟の關係は變じて商売と顧客の關係となり、學問は売品となり、授業料は代金となり、学校を挙て一の市場と為らしめ終らんのみ、今日に於てすら已同盟罷工なる経済的術語より説化せる、同盟休学等の語用あるを見るにや非ずや。此の如きは固より浅薄なる理由には相違無きも、或種の人々の脳中には、強

ち存せずとも限らざるべし。然れど、此は是れ法制経済の学科なる文字の意義を、語解せるの甚しきに出づるものにして、文部当局者の諮問せる所、又之に対して『加ふべし』との意見を提出せる人々の了解せる所は、斯る意義に於けるに非るべきを、予は信用して疑はざるなり。予を以て見れば、法制経済の要項を現今の中学教科目中に、一学科として加入するの是非は兎まれ角まれ、此等に関する思想を、中学生徒の脳中に吹込むの一事に至ては、我が尋常中学校

が。其所謂中等教育の本領を完うするに於て、欠く可らざる所なるべし。蓋し三百代言的は法律学の余弊にして、金錢崇拜は経済学の末害に過ぎず、苟も教育に志ある者、誰か好んで此種の弊害を助長せんや、唯予輩が法制経済の思想を中学生徒の脳中に吹込むの必要を主張して止まざる所以のものは、中等教育の第一義的なる、未来の中産階級を要請するてう目的を達せんが為めに、其必ず取らざる可らざるの行路なるを認むればなり。熟熟現今中学教育の成績を観察するに、其第二義たるべき予備的教育は幾分か施さるれども、第一義たるべき公民養成に至ては全然行はれず、両者の間に主客の顛倒ありと云ふも、敢て不可無き有様なり。見よ今の尋常中学校卒業生にして、高等なる諸学校に進まず、其俣家に留まる者は、一種の不具者たるに過ぎざるに非ずや。予が斯く言ふは、彼等が不生産的なるを意味するに非ず、中学校は師範学校若くは実業学校の如く、卒業すると共に若干の俸給或は賃金に有り付き得らる性質の學業を教授する場所とは、全く其趣旨を異にすれば、其卒業生の不生産的なるは固よりなれども、

然かも一種の予備的學問を引き去れば、残る所^{シロー}「零」と云ふに至ては、決して佳良なる成績と為す可らず、斯る不具者が即ち日本の中等階級ならば、我邦は久しからずして東洋の不具国となるの外有らざるべし。是に至れる所以のもの思ふに、今の尋常中学校に於ける徳育、其宜しきを得ず、生徒の品性を陶冶するの道備はらざる、之が主なる原因なる可けれども、同時に智育の範囲に属する、学科選択の上に於ても、亦欠点の存するもの有るに由らずんば非るなり、例せば法制經濟に関する思想を、吹込むの方法設けられざるが如き、豈一大欠点に非ずや。此一大欠点を補ふに適當鳴る諮問案が偶文部当局者に由りて提出せらるゝに會し、端無くも中学校長會の否決する所となれるは、近頃遺憾の至なれども、之には又已むを得ざるの事情あり。我が中学校長諸氏が、法制及びの經濟要項を教授する為め、一科目をに加設するを非とせしは、決して上に掲げたる如き淺薄なる理由に原つけるに非ず、今後中等階級たる人々の為めに、法制經濟の思想の必須なるは云ふ迄も無き事ながら、『現在の尋常中学校教科目は、寧ろ過多ならざるや否や』と疑はるゝ程、須要の諸学科網羅せられて、十二分に時間を塞げる際なれば、此上更に新たなる一科目を加設せんは、到底云ふ可く行はれ難き次第なりとの理由、其主なるものなりしならん、如何に須要なる学科なれば速、之を加設するが為めに他学科の教授粗漏に流れ、各の目的達し難きに至るが如き事あらんには、是れ俗に所謂虻蜂取らずに終る訳なれば、進んで之を取るに躊躇するは、思慮ある人士の當さに為す可き所と云はざる可らず。刻下の策唯一あるのみ、曰く、現今の諸学科中に就きて、法制經濟の思想を吹込む為めの、手段たるべきものを求むる是なり。予思ふに、特に一科目を加設するは固より最良の方法成れども、已む無くんば已設の或る学科を教授するの際に於て、特別の注意を加ふるも、亦以て優に此の目的を達する事を得べきものなり。乞ふ左に其学科二三を指摘せん。

〔第一〕 倫理

何人も先づ指を屈すべきは倫理なり。今眼を放つて、全国各中学の倫理科を觀察するに、老練なる教育家を校長として戴ける学校、又は倫理科主任教員其人を得たる学校に於ては、此科の整頓大に見るべきものあり、或は五年級に於て憲法の講せらるゝあり、經濟要項の授けらるゝあり、以下一年級に至るまで教材の配当宜しきを得て、明治日本の臣民たるべき徳性を涵養するの道備はれりと雖、斯る学校は寧ろ少数に属し、多数のものに至ては必ずしも然らず、中には此科の教授を挙げて、老朽漢學者の担当に帰せしめ、生徒は五学年を通じて漢土古来の格言を暗記するの外、一の得る所無くして已むの学校も、亦無きに非るが如し。要するに、人倫道德の四字に下すべき解釈の広狭如何は、倫理科全体の方針を定むる標準にして、我と時代環境異なる古聖人の品性は、即ち人倫道德の具体的典型なりと解すると、今の世に処し、皇室を尊び同胞を愛し、国運の振興を翻賛するを以て己が任と為せの活人物を、養成するは取りも直さず、人倫道德の教育を施す所以なりと解するとは、其結果に於て天淵の差異あり。予思ふに、今の時に於て倫理科に大刷新を行ひ、十九世紀の世界に立ちて、内、忠良なる臣民の先達となり、外、日本帝國を代表し得る中等階級の人物養成を、主眼と為して教授を施す事とせんか、法制經濟の思想を吹込む機會の如きは、求めずして得らるべし、何ぞ必ずしも倫理其自身に費すべき、貴重なる時間を割いて、法制經濟の講義に充つると云はんや。

〔第二〕 地理

英漢数の三学科の如く、高等なる諸学校に入学する為めの、試験予備として須要なるに非ず、又國語歴史の如く、我が國体の宇内列國に超絶せる所以を、知らしめらるゝ為め須要なるにも非ず、徒らに山川都市の所在を明にするに過ぎざる、学科として之を見る時は、現今の中等教育科目中、地理ほど価無きは有らざる可く、一朝科目節減の議にても行はるゝ事あらんには、

第一に片けらるゝは此学科なるべしと思考せらるれども、此は是れ未だ地理の眞価値を解せざるに、起因せる妄見に過ぎずして、其実中等教育の一科目としては、重要決して他に譲らざるの学科なりと云ふて可なり。殊に本篇の問題たる、法制經濟の思想を吹込む為め的手段としては、已設の学科中何者か地理の右に出づるもの有らんや、徒らに山川都市の所在を明にするに過ぎずと云ふ、焉んぞ知らん、山には山の地味風土及び其が特殊の産物あり、川には川の舟楫灌溉の便否あり、都市には其発達衰微すべき其々の所以あり、是れ皆学生の經濟的思想を誘起すべき好固の材料たる事を、若し夫れ一國を叙し一民を述ふるに当てや、各國民の法体制度を遺す事能はざるは云ふ迄も無き所、或は之を本邦の法律制度と彼我対照して説明するが如き、是れ已に法制の要項を教授するの、一部に属するに非ずや。予を以て見れば、我が尋常中学校の地理科教員其人を得て、教授其宜しきに適はんには、法制經濟の思想は此一学科を通して、充分吹込み得らるべし、惜い哉今日の有様は之に反し、地理は独り生徒に由りて軽んぜられ、有力なる教員をして此科を担任せしむる者甚だ少く、教授時間の如きも動もすれば、現行配当表に於て同欄の好ある歴史の、蚕食に任せて置くが如き弊を免れず、宜なり地理の教授と云へば、始より終に至まで、種々なる名目の暗記を以て成立つが如く思惟し、生徒も教員も共に面白からず感ずるの傾向あるや。当今の要務は、専門の学識に兼ねて法制經濟の思想を有する、教員をして之を担任せしめ、充分なる時間を与へて技 柄 を 縦 に せ し む る に 在 り、局に当る人の少しく此点に意を致すあらんか、其成績意想の外に出づるものあるべきは、予の信じて疑はざる所なり。

〔第三〕 其他の学科

以上掲ぐる所の二学科を外にするも、尚已置の諸学科中に於て、法制經濟の思想を吹込む為め的手段と、為し得可きものを発見する難からず、要は教員其人の用意如何、教授の方法如何に在るのみ。先づ国史に就て云はんか、現今議院制度の要項を説く、亦決して為し難き事に非ず、況んや明治の時期も早已に三十の星霜を重ね、維新開國の國是を定め給ひし五条の御誓文を始めとし、欽定憲法の発布より地方自治制の制定に至るまで、皆已に歴史の題目となれるに於てをや、若し夫れ經濟問題に至ては、必ずしも維新以前と云はず以後と云はず、國初より以来百般の事蹟の取て以て之が講説の資料と為すに足るべきものは、枚挙に暇あらざるに非ずや。西洋史に就て云はんか。我が新日本の文物制度か十に八九、西欧の所長を適用せるものたるを知らば、其如何に法制經濟の思想を鼓吹する為め的好材料に満てるやは、説明を須ひずして悟り得らるゝ所なり。其他或は英語の如き、或は博物の如き、或は自余の学課の如きも、其教科洋書選択の際に於いて、日常教授の際に於いて、少し杭を用意する所荒んか、何れも以上の目的を達する為めに、多少の補益無くんばあらず。見来れば今日の困難は、科目の有無に存せずして、寧ろ教授の方法如何に存するには非るか。予は今ま終に臨んで、教授方法の改革を促し、併せて一二の注意を為さんと欲するなり

- (一) 尋常中学校の第一目的を、公民養成に置かず、予備的教育に置く間は、法制經濟の思想を鼓吹するも、其効少かるべし。何となれば生徒の心は平常、高等なる諸学校の入学試験に集中なし居れば、斯る試験委縁遠く寧ろ實務に縁近き問題を、軽々に附し去るべきは自然の勢なればなり。
- (二) 仮令法制經濟の一科を新たに加設するとも、已設の他学科、令せば倫理科等に於て、法律は悪人の利益にして、財貨は士君子の賤むべき所のものたり、と云ふが如き思想を吹込む事あらんいは、何等の効も有らざるべし。要は全校方針の統一に在り